

第2期第7回 横浜市税制調査会

日時：平成27年7月31日（金）15時00分～17時00分

場所：市庁舎4階 財政局会議室

1. 開会

15:00

2. 議題

15:05～16:55

(1) 地方税における法人課税のあり方について

(2) その他

3. 閉会

17:00

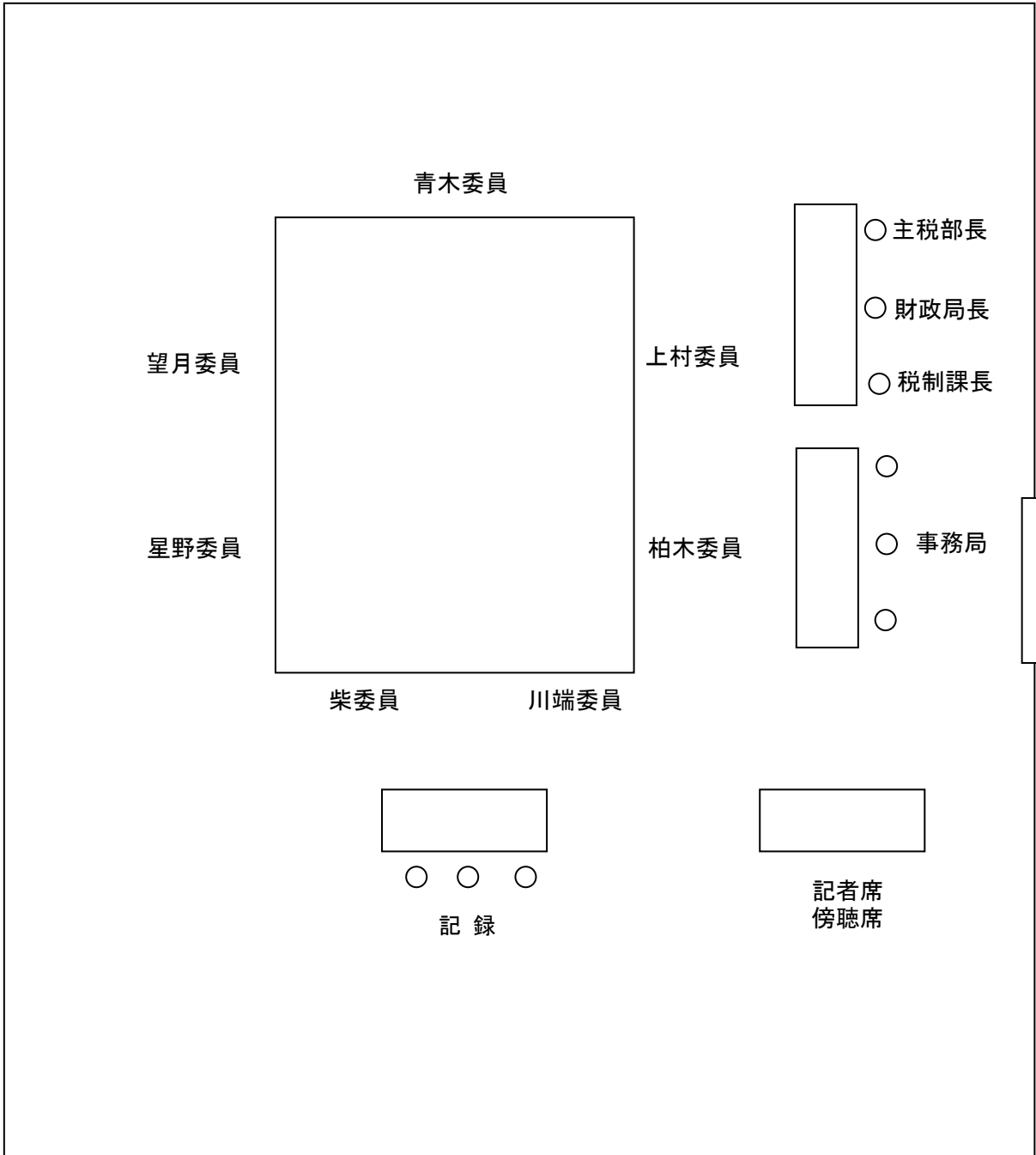
平成 27 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 主任研究員
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第2期第7回横浜市税制調査会 座席表】

平成27年7月31日（金） 15時00分から17時00分まで
市庁舎4階 財政局会議室



資 料

(地方税における法人課税のあり方について)

平成27年7月31日

横浜市財政局

第2期横浜市税制調査会の諮問事項

1 諮問事項

横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求めます。

2 趣旨

本市では、これまで「横浜みどり税」や「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」を初めとする、政策目標の実現に向けた課税自主権の活用を行ってきたところです。

一方、平成26年度税制改正大綱では、「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を作ることができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努めることとされています。また、更なる法人住民税の一部国税化や実効税率の引き下げなど、現在国において税制改正の議論がされています。

このため、本市としては、こうした国の動きも踏まえ、課税自主権の活用上の考え方などについて、意見を求めるものです。

- 地方税における法人課税のあり方
 - (1) 直近の税制改正における法人税改革の内容
 - (2) 税源の偏在と自治体間の格差
 - (3) 大都市に特有の税収・税源と財政需要
 - (4) 法人課税の地方税としての適性

- 地方財政調整の変容(交付税から「水平調整」へ)

地方法人課税の論点(案)

○ 地方税における法人課税のあり方について

(1) 直近の税制改正における法人税改革の内容

- * 法人住民税の一部の国税化と、地方交付税の財源化をどのように評価するか？

(道府県に関する地方法人特別税の法人事業税への復元との「見合い」との説明)

- ・ これは課税自主権の圧縮、国への税源の逆移譲として批判すべきではないのか？
- ・ これは法人課税の「共同税化」と言えるか？もしもそうであるなら、どう評価すべきか？

- * 法人実効税率の引下げをどう評価するか？

(法人税率引下げ、法人事業税の外形標準課税の拡大、課税ベースの拡大)

- ・ 経済浮揚策としての法人税減税をどのように評価すべきか？
- ・ 国の経済政策を地方自治体は無条件に受け入れねばならないのか？
- ・ 自治体財政に影響を与える政策を国が一方的に決めるのはあまりに集権的に過ぎるのではないのか？
国政の決定に地方が影響力を及ぼせるシステムを作るべきではないか？
- ・ 欧州諸国のように、自治体財政に対する国の政策の悪影響は全額国が補てんすべきではないのか？
- ・ 国際競争力のために法人実効税率の引下げが必要なのであれば国税で行うべきではないのか？

地方法人課税の論点(案)

○ 地方税における法人課税のあり方について

(2) 税源の偏在と自治体間の格差

- * 国の言う「偏在」は本当に解消されるべき問題点なのか？
 - ・ 税源の偏在自体が問題なのか？それとも財源不足の自治体が生じることが問題なのか？
後者であれば、それは地方財政調整の問題なのではないのか？
- * 税源の偏在は程度に応じて問題になるのか？どの程度偏在すると問題になるのか？
 - ・ 偏在にはこれ以上許されない限界があるのか？あるとすれば何を基準に判断するのか？
 - ・ 税源の偏在だけをみて限界を判断するのは誤りではないのか？
財政需要の相違を無視して税源の相違だけ問題視するのは間違いではないか？

(3) 大都市に特有の税収・税源と財政需要

- * 大都市には他の市町村よりも大きな特有の財政需要がある以上、税収と税源が大都市に偏るのは当然のことであって、問題にされるべきではないのではないか？
- * 大都市には他の市町村に存在しない税源があると同時に大都市特有の財政需要が存在する以上、大都市には新税の創設を含む特別な課税をより広範に認めるべきではないか？

地方法人課税の論点(案)

○ 地方税における法人課税のあり方について

(4) 法人課税の地方税としての適性

- * 法人課税は地方税としての相応しくなく、適格性を欠くのか？
 - ・ 法人課税の偏在性と景気感应性が高いことを理由に地方税として相応しくないと主張するのは誇張であり、極論ではないのか？
- * 自治体の行政と法人の事業活動とを繋ぐ唯一の「連絡手段」である地方の法人課税をなくしてしまうと、法人は単純に環境を汚染する迷惑施設になってしまい、自治体が法人の立地を拒むケースも多発するのではないか？
- * 地方の法人課税をなくすと、各自治体が現状では大きな予算を割いている法人向け(法人の従業員を含む)の行政サービスを縮減・廃止するのが当然のこととなるのではないか？
- * 地方税としての法人課税がなければ、各自治体が地域活性化に努力するインセンティブは失われてしまうのではないか？ 失われた結果として、経済政策も地域活性化もすべては国の政策頼りという、まさに集権国家になるのではないか？
- * 地方税としての法人課税がなければ、経済成長からの「果実」はまったく自治体に入らない、つまり換言すれば、経済成長に伴う増収はすべて国の懐に入ることになり、地方の自主性は大きく弱体化するのではないか？

地方法人課税の論点(案)

○地方財政調整の変容(交付税から「水平調整」へ)

資料

(地方税における法人課税のあり方について)

【別紙】

平成27年7月31日

横浜市財政局

法人住民税の一部国税化の経過①

平成24年8月の税制抜本改革法において、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すこと」とされました。

参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄) [平成24年8月]

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

法人住民税の一部国税化の経過②

消費税率(国・地方)8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化。

○法人住民税法人税割の税率の改正 [] : 制限税率

道府県民税: 5.0% [6.0%] → 3.2% [4.2%] (▲1.8%)

市町村民税: 12.3% [14.7%] → 9.7% [12.1%] (▲2.6%)

○地方法人税の創設

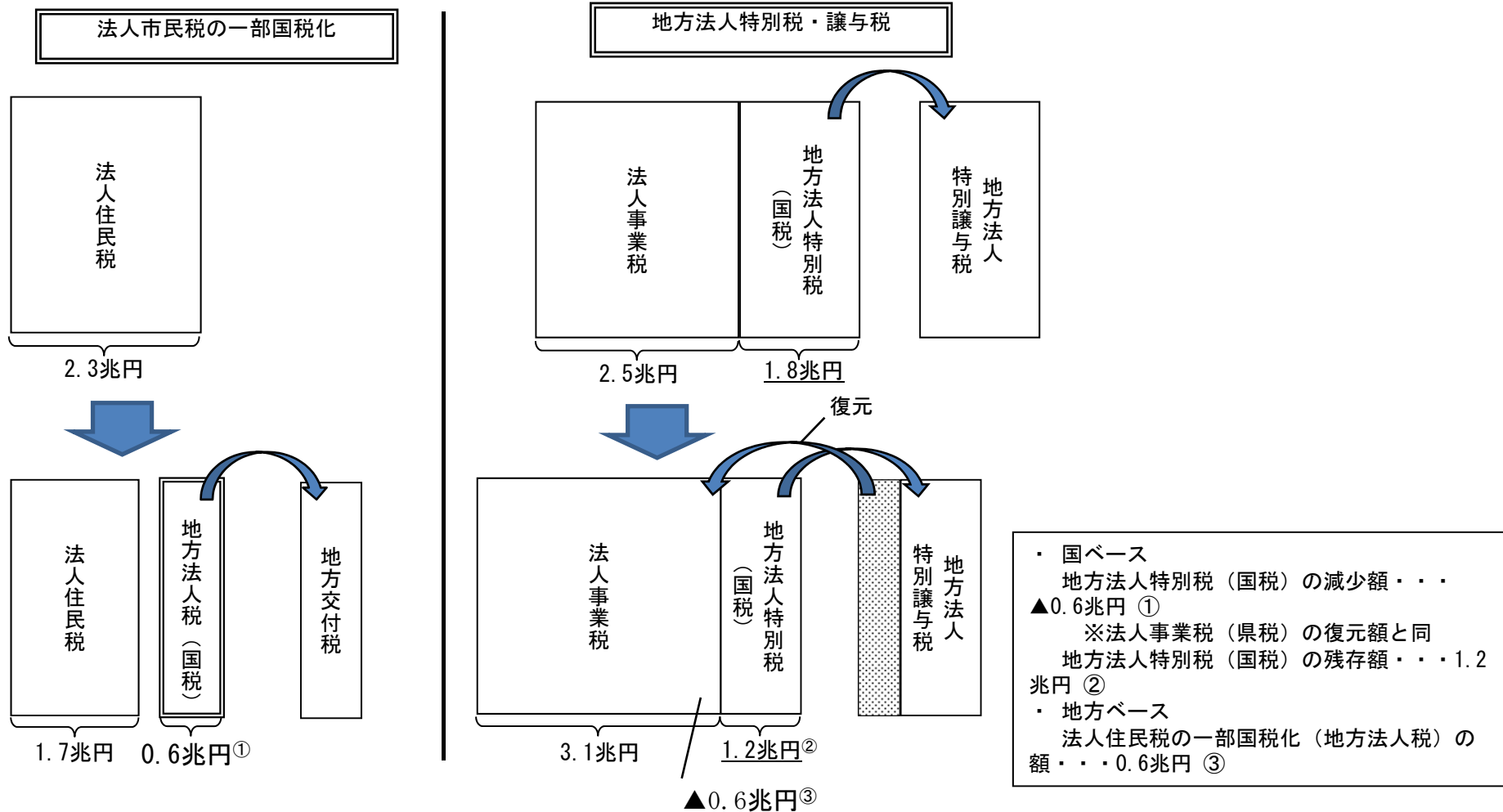
法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)。

消費税率(国・地方)10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。

(出典:平成26年度与党税制改正大綱)

26年度税制改正による地方法人課税見直しのスキーム

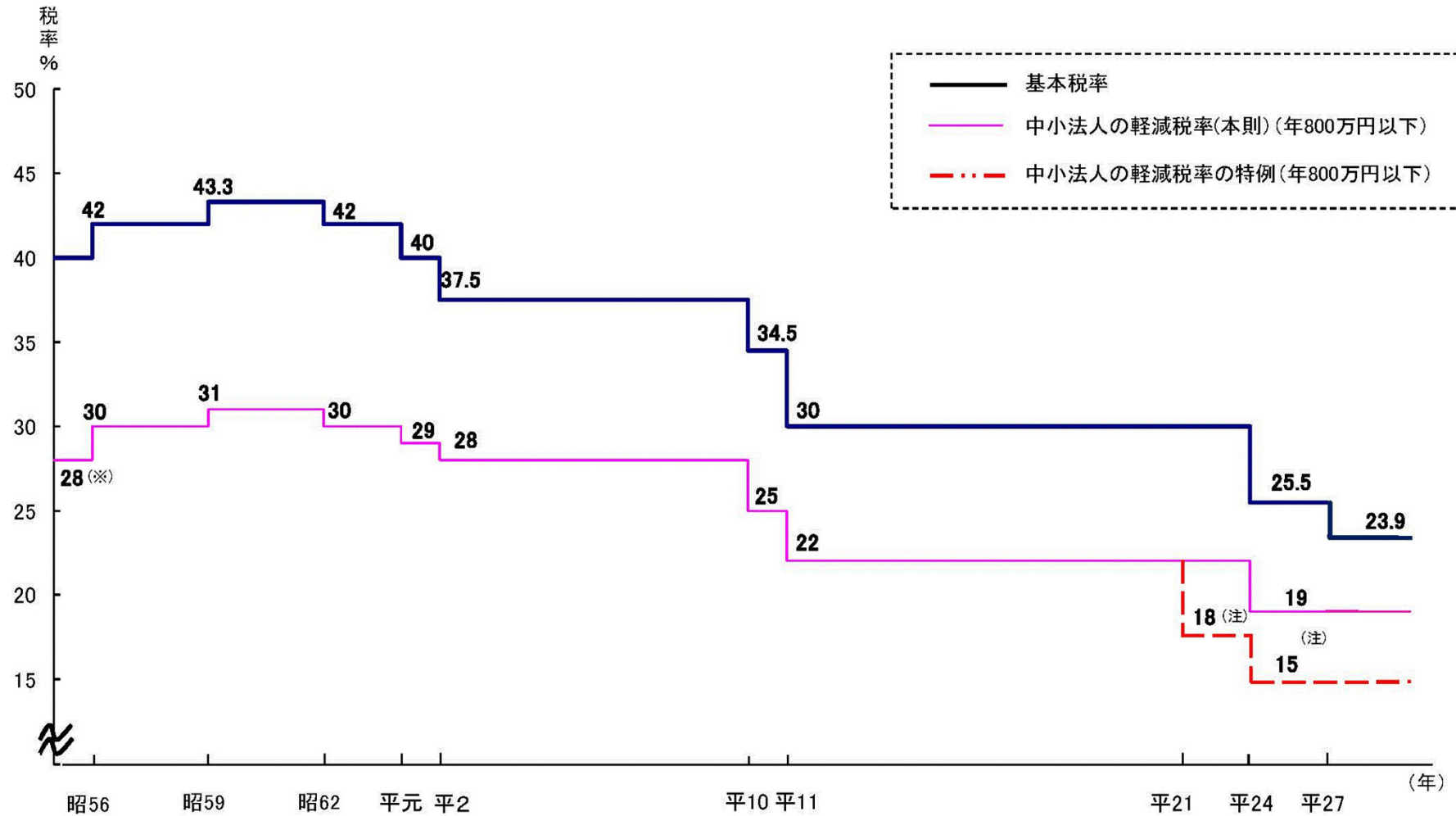
法人住民税の一部国税化は、法人事業税の一部復元と同規模で行われた。



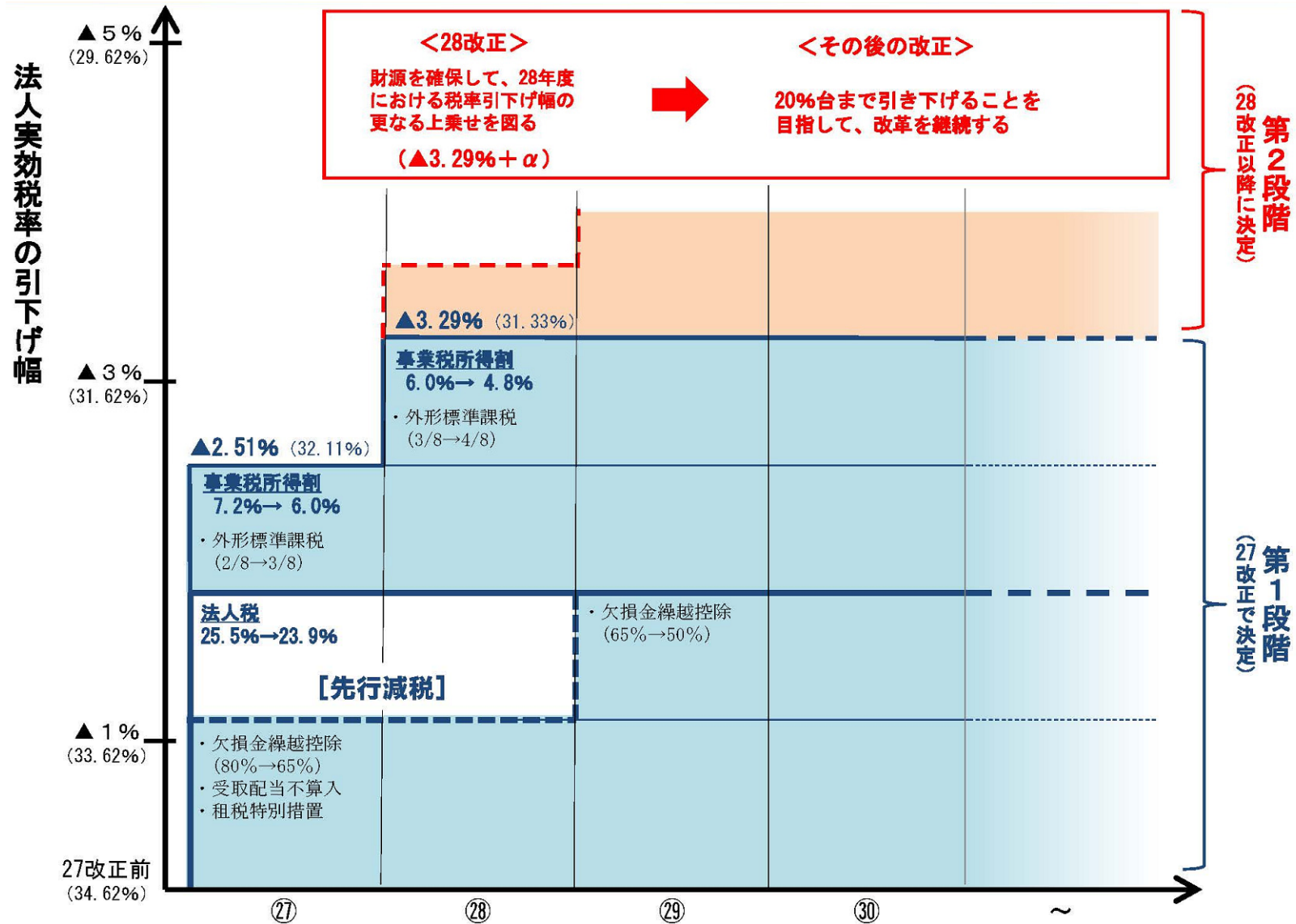
法人実効税率の引き下げについての経過

- 今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する。
 - 企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく。
 - 改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。
- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。
 - ・ 27年度改正において、先行減税分を含めて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定。[第1段階]
 - ・ 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引き下げ幅の更なる上乘せを図る。(▲3.29% + α)
さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。[第2段階]
- 27年度改正においては、税率引下げとあわせて「欠損金繰越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などの改革を行う。
- 地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、27年度は大法人を中心に改革を行う。
賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。

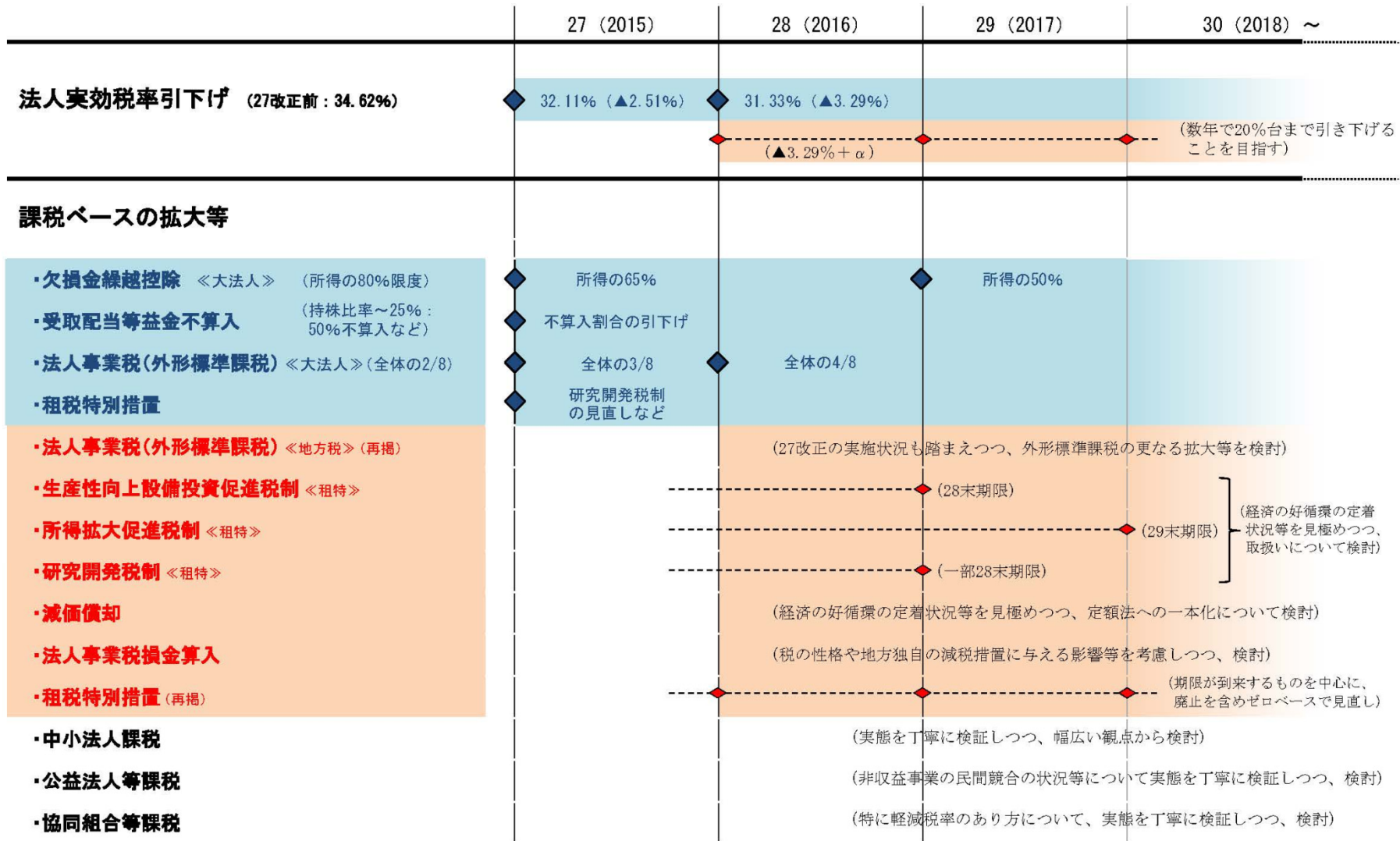
法人税率について



法人実効税率の経過



実効税率引き下げに伴う代替財源



法人事業税の外形標準課税の拡大

○ 地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、**大法人の法人事業税のうち、外形標準課税**（改正前：全体の2/8）を、**27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大**する。（これにあわせて、所得割の税率（改正前：7.2%）を引き下げる。）

- ・ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

改正前 2/8 → ⑳3/8 → ㉑4/8

- ・ 付加価値割と資本割の比率は、改正前と同様、2:1とする。

付加価値割 改正前 0.48% → ⑳0.72% → ㉑0.96%

資本割 改正前 0.2% → ⑳0.3% → ㉑0.4%

所得割 改正前 7.2% → ⑳6.0% → ㉑4.8% (※) 法人実効税率 ▲1.5%

(*) 施行時期

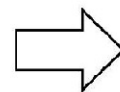
⑳: 27年4月から28年3月までの間に開始する事業年度に適用

㉑: 28年4月以後に開始する事業年度から適用

《改正前》

付加価値割 0.48%	所得割 7.2%
資本割 0.2%	

⑳



27年度

《改正後》

付加価値割 0.72%	所得割 6.0%
資本割 0.3%	

㉑

28年度

付加価値割 0.96%	所得割 4.8%
資本割 0.4%	

㉒

※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。

※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。